

●研究ノート

国際基督教大学におけるトランスジェンダー 学生支援体制について

国際基督教大学ジェンダー研究センターセンター長 田 中 かず子

国際基督教大学ジェンダー研究センター事務局長 加 藤 悠 二

国際基督教大学学生サービス部／人権相談員 相 原 みずほ

国際基督教大学（以下「ICU」）では、2003年度より、トランスジェンダー学生の学籍簿の氏名・性別の記載変更の申請を受け付けている。本稿では、この制度の成立までの過程と、現状の運用方法を、学生や教職員の実際の声をまじえながらご紹介する。また、ジェンダー研究センター（以下「CGS」）が発行した「LGBT 学生生活ガイド in ICU：トランスジェンダー／GID 編」についても、最後にふれていく。

1. 制度構築のいきさつ：飯田亮瑠の事例

ICUの学生は、自分がどう呼ばれるかによってジェンダーを意識せざるを得ない局面に立たされることが多い。英語教育が盛んなICUでは、授業内外において、姓ではなく名が呼び名となる場合が多々見られる。性別を意識させる名前をもつ場合、その呼び名が常にジェンダーを意識させることとなる。また、姓を呼ぶ場合にも、いまだに学生を見た目から判断し、女子学生を「さん」づけ、男子学生を「くん」づけで呼び分ける学生も、教職員も少なからず存在しているのが現状だ。

ICUで初めて学籍簿の氏名・性別の記載変更を訴えた飯田亮瑠（いいた・あきる、2003年度卒業生）の場合も、例外ではない。飯田は当初、元々の戸

籍名で、女子学生として入学したが、実際のキャンパスライフにおいては、男性名の「亮瑠」を通称として使い、男子学生として人間関係を構築することを試みていた。しかし、公的な場面では、学籍簿に記載された戸籍名を使わざるを得ない。飯田は当時のことを、以下のように振り返っている。

「通称を使って、友だちにも男として認めてもらっているにも関わらず、書類を受け取ったり、テストを受けるときに女性名を書いたりするときに、『お前は女だ』『お前は女だ』と常に突きつけられるのが、とても辛かったです」

学生全員に用意されている連絡用メールボックスの氏名ラベルを見る度にうんざりし、また、4年生になる頃にはテストで自分の名前を書くことさえできなくなるほど、苦痛を覚えるようになっていた。

飯田が自身の置かれた状況を変えるきっかけは、人権委員会と、その元に設けられた人権相談員のシステムの存在を知ったことにある。ICUでは、学内において構成員が自身の人権が侵害されたと感じた場合の相談窓口として、人権相談員が設置されている。人権相談員は教員3名・職員3名、女性・男性比が1:1で構成されており、直接オフィスを訪ねるほか、電話、手紙、メール等の手段でアクセスすることができる。人権相談員に相談した結果、大学としての解決を求める場合は、人権相談員を通じて人権委員会に申し立てを行うことが可能である。2003年の春学期、田中かず子は担当する一般教養科目「日常生活とジェンダー」内で、このシステムの紹介をした。

「差別の相手が社会やシステムでも、対処してくれるんですか？」

授業の後に飯田が田中に投げかけたこの質問が、制度構築に向けた第一歩となった。当時田中は、人権相談員を務めており、また、人権委員会の構成メンバーでもあったため、そのまま飯田の相談を受けることとなった。ふたりが最初に行ったことは、学内でトランスジェンダーの学生がどんなことに困っているのかをリストアップしていく作業である。その作業を進める中で、2003年

当時審議中にあった「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」のアイデアに則り、学籍簿の氏名や性別を変更できるようにするべきではないか、という案が浮上することとなった。

飯田の熱意にも押されるかたちで田中がセッティングした人権委員会のメンバーとの面談の場では、学籍簿の登記が戸籍と異なることで起こるデメリットを心配し、戸籍主義を貫くことが大学側からは主張された。具体的には、成績証明書等の大学が発行する書類に記載された名前と戸籍名が食い違うことにより、就職活動や資格取得等、さまざまな場面において、不都合が起きるのではないか、大学当局への問い合わせが頻発するのではないか、そもそも大学が責任を負えるのか、といった心配である。しかし、飯田にとって、説明責任を負うことはデメリットとは言えず、「自分の望む氏名・性別で、大学生活を送ることができる」というメリットの方が、はるかに大きいものであった。

数度に渡る面談の結果、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定に先立ち、飯田の学籍簿は「飯田亮瑠」に書き換えられ、性別も「男性」と記載されるようになった。この判断にあたっては、学籍簿を戸籍と一致させるべきか否か、文部科学省に問い合わせしてみた結果、意外にも、大学が個別判断で対応するように、という回答が得られたことも、大きな後押しとなった。

学籍簿の記載が変わることにより、学生証や出席簿など、学内全てで使われる飯田の名前は、「飯田亮瑠」へと切り替えられていった。新しいIDカードを受け取り、メールボックスの氏名ラベルに記載された名前が変わったのを見たときには、大きな感慨を覚えたという。飯田が望む氏名・性別で大学生活を送ることができたのは、4年生時の最後の1学期間だけだったが、嘘偽りない姿でICUを卒業できたことは、飯田にとって大きな自信へとつながるものだった。

ICU卒業後に進学した専門学校でも、望む氏名・性別での入学が認められることとなった。戸籍と異なる名前と性別での学籍簿登録をした学生の前例が

ない学校だったが、大学での使用実績が後押しするかたちとなったのである。また、戸籍の記載を変えるためには、通名の使用実績が必要となるが、大学の学生証という公的書類の存在は強力な後押しとなる。戸籍の変更に先立ち、学籍簿の記載変更を大学が認めたことで、学生の今後の人生を大きくサポートすることができたとと言えるだろう。

2. 現在の体制

飯田の学籍簿変更が認められた直後にも、複数名の学生から変更希望が相次いだことにより、変更手続きの事実上の制度化が進められていった。現在は、人権委員会のウェブサイトにも、下記のような情報が掲載されている。

- ・性同一性障害等に関わる氏名・性別変更について

「性別違和を覚える学生の学籍簿における氏名・性別変更の手続きに関しては、人権相談員に相談してください。」

(<http://subsite.icu.ac.jp/humanrights/seidouitushi13.htm>)

ここでは窓口は人権相談員であることが示されているが、実際には、個別の教職員やジェンダー研究センター、学生生活に関する庶務を担当する学生部、入試担当部署のアドミッションズセンター、学籍簿を取り扱う教務部などがファーストコンタクトの対象となることも少なくない。しかし、入り口がどこであれ、この制度を必要とする学生は人権相談員に紹介され、手続きが進められていくこととなる。

担当者として任命された2名の人権相談員が、学生と面談をしながら、書類の準備や関連部署との連携を進めていく。最初に行われる学生との面談では、学生本人のこれまでの経緯やこれからの希望のヒアリングと、大学側の現状の共有を図り、名称変更のメリット・デメリットも説明する。そうした相談のう

えで、学籍簿の記載変更を希望する場合は、双方が必要な書類等の準備を進めていくことになる。また、その進捗に応じて、2,3回程度、追加の面接が実施される。

現状のシステム下において、学生側は、精神科医の診断書を用意する必要がある。家庭裁判所で戸籍名を変更する際には2通の診断書が必要となるが、ICUの場合は1通だけでも構わない。また、診断書の発行が間に合わない等の事情に応じて、診断を受けていることを証明する書面でも認められる場合がある。

一方、人権相談員は、教務部から記載変更に関する書類を手配することになる。氏名・性別の両記載を変更する場合と、片方みの記載を変更する場合で書類は異なるが、どちらの書面においても、戸籍との相違で不利益が生じる可能性があること、不利益が生じた場合の責任は学生にあることが記されている。基本的には学生本人が記入することとなるが、未成年者の場合は、保護者が同意するサインが必要となる。成年している場合でも、保護者の確認はとっておくように、とする旨が伝えられる。

診断書と記載変更の書類が合わせて提出されると、人権相談員から人権委員会へ、人権委員会から幹部会へと書類があがっていき、幹部会の承認を以て変更許可がおりることとなる。手続きが完了し、学籍簿の記載が変更された際には、教務部から学生に対して、完了した旨を伝える書類が手渡される。この書類はその後、戸籍の記載と学籍簿の記載が異なることを説明する必要が生じた際や、裁判所に通名使用実績を示す際に使うことができる。また、在学生在が氏名を変更した場合には、新しい学生証も併せて発行される。

当初この制度を利用するのは在在学生のみだったが、近年は入試に合格した段階から手続きを開始し、希望する氏名・性別でキャンパスライフをスタートする学生も少なくない。現在は学生部長が人権委員会の委員を兼任する体制に

なっているため、教務部と連携を取り、入学に関係する手続きを円滑に行えるよう便宜を図っていることもあり、入学式に間に合うかたちで手続きが終えられる体制が構築されている。また、入学時に割り当てられるアカデミック・アドバイザーにも、トランスジェンダー学生への対応知識・経験を持つ CGS 所員が割り当てられるなど、入学後のサポート体制も視野に入れた対応が取られることも多い。公的に自身の氏名・性別を認められるかたちで入学できたトランスジェンダー学生は、学業やクラブ活動に全力を注ぐことができている様が、CGS に来所するときの会話からも見受けられている。

なお、学籍簿記載変更の制度化に伴い、ICU では全ての書類のチェックが行われ、不要な性別欄や性別記載は廃止されることとなった。しかし、新しく作られた書類に関してはチェックがされていないため、定期的な見直しが必要と思われる。

3. 「LGBT 学生生活ガイド in ICU：トランスジェンダー／GID 編」発行

さて、トランスジェンダー学生の学生生活において、学籍簿上の氏名・性別の取扱いは非常に大きなウェイトを占めるものであるが、この変更が済めば全ての学生生活が円滑に進むというわけではないのが現実である。男女二元論に基づく諸制度が未だに残るキャンパスにおいて、トランスジェンダーの学生は、困難に直面した各々が、自力で各部署との交渉を行っていた。その交渉の結果は、

「女性・男性に分けて実施されている健康診断を、個人で受けられるようにしてもらった」

「女性・男性に分けて開講されている体育の必修実技科目で、便宜を図ってもらった」

といった報告として、CGS でも耳にすることがあったし、学生同士の間では、

口コミやインターネット上での書き込みで情報共有がなされていた。しかし、大学側では正確な情報はまとめられておらず、情報収集は学生の自助努力にゆだねられていた。

この状況を受け CGS では、学生の便宜を図ること、CGS スタッフを含めた教職員間の情報共有を図ることを主な目的に、「LGBT 学生生活ガイド in ICU」と題した学生ガイドシリーズ制作を企画した。2012 年 4 月に刊行した第一弾「トランスジェンダー／GID 編」は、トランスジェンダー当事者の学生 2 名と、支援経験を持つ教員 2 名へのインタビューから学内の先行事例をまとめたもので、RIA（研究所助手）の上田真央が編集を担当した。刊行後に実施された学内多部署連携会議を経て 5 月に内容を改訂し、9 月には英語版をリリースしている。現在同ガイドに掲載されているコンテンツは下記の通りである。

1. 学籍簿の記載変更プロセスについて
2. 学生定期健康診断の個別受診について
3. 体育実技の履修について
4. だれでもトイレ（多目的トイレ）について

トランスジェンダー学生の支援情報を、大学の公的機関が集約・発行したことは、学内外から大きな反響を招いた。このガイドの発行をきっかけに自身もトランスジェンダーであることを受容した学生もいた。学内他部署からは、「トイレに行くにも困る学生さんがいるんだ、ということが知れてよかった」といったように、キャンパスが学生に対して困難を強めている現状の認知につながった、というリアクションを多く頂戴している。

また、このガイドの発行は、Twitter や Facebook を通じて広報を行ったところ、他大学のトランスジェンダー学生が、自身の大学でも同様の対応を得る

ことができないか、問い合わせる契機となった。

「健康診断の個別受診ができないかどうか、保健センターに問い合わせてみましたが、OK の返事を貰うことができました」

といった報告が、複数の大学の学生から発信されていることが見受けられ、ICU と同様の施策のニーズが広く存在していることが伺われる。

4. 今後の課題

以上のようなかたちでトランスジェンダー学生への支援を行ってきた ICU においても、今後解決すべき課題は多々存在している。学籍簿の記載変更プロセスにおいては、精神科医の診断書が必要とされる現状をこのままキープし続けるべきか、未成年／成年で異なる対応を続けるべきか、現状のシステムの検証が必要とされる。また、性別によって居住フロアが分けられている学生寮など、男女二元論に基づく学内設備の運用の在り方も見直しが要される。ファカルティ・ディベロップメントにおける研修も未だ実施されておらず、教職員の理解と準備性を高めていくことも、今後検討されていくべきであろう。

ICU では入学時、世界人権宣言に基づく学生宣誓に署名をさせている。翻り、大学側が負うべき義務として、トランスジェンダーを含む全ての学生の人権が守られるキャンパス作りを推進していきたい。

参考資料 URL

CGS Online

<http://subsite.icu.ac.jp/cgs/>

人権侵害およびセクシュアルハラスメント相談窓口について

<http://subsite.icu.ac.jp/humanrights/>